

# 建設事業予算執行管理システムの統一化について

総務部 会計課 橋本 耕一

## 1. はじめに

関東地方整備局を含む各地方整備局は、会計システム「建設事業予算執行管理システム」により予算の執行・管理を行っている。

本稿では、平成30年度から運用開始した新しい会計システムへの移行の取り組みについて紹介するとともに、今後予定されている更なる電子化への対応と課題について整理する。

## 2. 建設事業予算執行管理システムについて

「建設事業予算執行管理システム」(Construction Accounting Management System、通称CAMS)は、昭和54年に建設省(当時)が開発したシステムである。

官庁向けの会計システムとしては、昭和43年から大蔵省(当時)が順次開発を進めてきた「官庁会計事務データ通信システム」(Accounting Data Management System、通称ADAMS)があるが、ADAMSは公共事業特有の都道府県・路線河川等の箇所ごとの区分に対応していないため、国土交通省は独自システムのCAMSを運用してきた。

## 3. 行政情報システムの改革に伴う対応

平成9年に「将来的に国の会計処理はADAMSで統一的に処理する」との方針が打ち出され、国土交通省では本省及び附属機関での会計処理がADAMSに移行したが、各地方整備局は引き続きCAMSを使用し、予算示達などの一部の業務についてADAMSとデータを連携してきた。

平成25年には、政府が「世界最先端IT国家創造宣言」を閣議決定し、効率的な行政運営

と徹底したコスト削減を図るため「既存の政府情報システムの統合・削減」や

「政府共通プラットフォームへの移行(クラウド化)」を進めることになり、CAMSは政府共通プラットフォームに移行し、あわせてシステム構成を全面的に見直すこととなった。

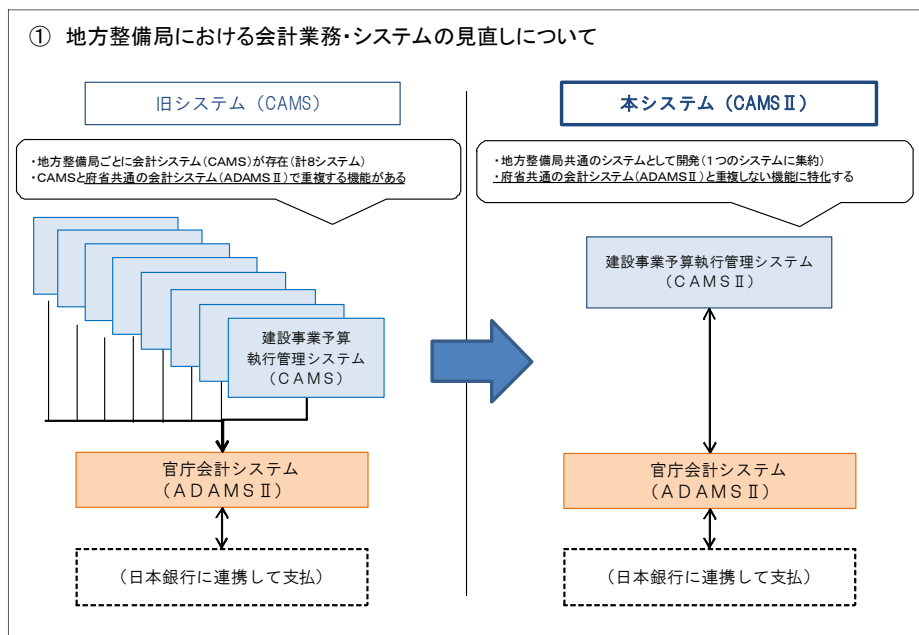


図1 行政情報システムの改革に伴うCAMSの見直し

#### 4. CAMSのシステム構成見直しと歳出業務の統一に向けた検討について

これまでのCAMSは、8地方整備局ごとに改良が行われ、地方整備局ごとに異なる仕様となっていた。(例：法定様式以外の帳票が各地整で異なる 等)

そこで、地方整備局間で調整の場を設けて、現在の業務の進め方、地整によって異なる業務の洗い出し、改善策の検討などをすすめ、歳出事務をできるだけ統一することによって、CAMSの機能を整理し、開発や運用に必要なコストを削減することを目指した。

調整にあたっては、内容を大きく7項目に分類し、それぞれ幹事の地方整備局を定めたワーキングチームを構成して検討を行った。

表1 歳出業務の統一化に向けた作業の整理

「歳出事務の統一化に向けた作業について」(案)

◎検討項目

検討項目	幹事	検討項目の主な内容(変更はあり得る)	備考
予算事務関係	九州	①関係帳票の統一化 ②事業区分、路河川、箇所等の管理方法の確認対応検討(統一化は難しい) ③費途別管理の方法確認 ④各種要求、示達事務の手続き等統一検討	
支出事務関係	東北	①関係帳票の統一化 ②支払書類の審査レベルの統一化検討 ③支払添付書類の統一化検討 ④決議書作成者の確認(本官、分任官含む。CAMS決議書申請機能に影響)	
出納事務関係	北陸	①関係帳票の統一化 ②読み合わせ方法、使用帳票の統一化検討(近畿はADAMS帳票使用) ③支払計画の管理手法統一化検討	
決算事務関係	中部	①関係帳票の統一化 ②全額前金・概算払の取り扱い検討 ③繰越承認手続きの検討 ④大臣への決算報告の検討 ⑤支出官証拠書編纂の統一化検討	
法規、会計検査、前渡官関係	中国	①関係帳票の統一化 ②各項目の検討結果を踏まえた細則改正等の検討 ③前渡官払でしか対応出来ない案件の統一検討 ④前渡官払証拠書類の統一化検討 ⑤給与・賞金関係の手続き等統一化検討	
システム運用関係	関東	①各種コードの統一化検討(口座登録用の申請書統一化検討も) ②各地整サブシステム等の使用・廃止検討(全地整で使用できるものあるか) ③メンテナンス機能の集約か、分散化検討(集約するものと各地整で行うもの)	
SEABIS(旅費・諸謝金)関係	四国	①支出官払に伴う審査項目、審査レベル、事務手続きの統一検討 ②二条日額の取扱検討(Excel管理、SEABIS登録など) ③決議書の作成検討(SEABIS-ADAMS連携、CAMS登録など) ④振込通知の取扱検討	

検討の課程で、地方整備局ごとで異なる作業手順や使用する帳票の違いが可視化され、これまで無自覚で行っていた手順の必要性を再認識したり、不要な作業の見直しを行う契機となった(表2)。

CAMSの機能に直接関連しない部分、たとえば会計検査院に提出する証拠書類に添付する資料についても、各地方整備局での取扱いがまちまちであることから、計算証明規則等の関係法令が求める内容を満たすために必要な書類は何かを改めて議論し、最低限必要となる書類の例をとりまとめ、業務の見直しに繋げることができた(表3)。

これらの検討結果を踏まえて開発された新しいシステム(通称CAMS II)は、平成30年2月から運用を開始した。

キヤムスツ

表2 帳票印刷における地方整備局個別機能の例（見直し前・一部）

地方整備局ごとにカスタマイズされた機能を共通化する検討を行った。

最適化対象帳票	地方整備局個別のレイアウト/機能
DO17：支出（支払）決議書	消費税タイトルを印字しない。 摘要欄上部の納入、検査、検印、登記、印欄へはタイトルも含め文言を出力しない。 国庫債務負担行為内訳に金額、年月日を印字し、合併伝票時は国庫債務負担行為内訳を空白で印刷する。 負担行為件名コード欄に単総契フラグを出力する。 （負担行為件名コード-単総契フラグ形式） レイアウト変更（納入検査欄削除） 内訳書その1～その4が添付される決議書において、決議書上、空白で出力される項目欄に「各××」（例：各項）と出力する。 ※決議書へ出力する文言については、パラメータ登録することが可能である。 レイアウト変更（合計欄を削除） 各年月日、小切手発行番号欄をゴム印の幅に合わせる。 負担行為複数に関係なく、負担行為件名称の後ろに『外』を出力しない。 擬制的負担行為の場合、支出負担行為内訳欄に金額を括弧付で出力する。 支払種別が前金払、概算払の場合は、支払種別欄に「×××■」形式で出力する。

表3 支出関係事務の検討結果を踏まえた証拠書類に添付する書類の統一案（一部）

### 歳出事務統一化(支出事務関係)検討 統一案

No.	書類	提出	工事	コン	物役	用地	備考
1	支出決議書	◎	●	●	●	●	
2	請求書	◎	●	●	●	●	
3	(中間)前払金保証証書	◎	●	●	-	-	
4	検査調書	◎	●	●	●	●	
5	契約書・請書(変更含む)	◎	●	●	●	●	
6	中止・再開通知	×					
7	入札調書	◎	●	●	●	-	
8	見積書(当初)	◎	●	●	●	-	
9	見積書(変更)	×					
10	予定価格(調)書	◎	●	●	●	●	
11	予算書・金入設計書	◎	●	●	●	-	
12	現場説明書(事項書)	○	●	●	●	-	
13	質問・回答書	○	●	●	●	-	ただし、その内容により契約担当官が不要と判断した場合を除く。
14	数量総括表・金抜設計書	×					
15	特記仕様書	◎	●	●	●	-	
16	函面	◎	●	●	●	-	
17	入札公告	◎	●	●	●	-	
18	指名通知	○	●	●	●	-	
19	国債内訳書(負担行為・支払履歴、年割額・出来高予定額の記載がある書類)	○	●	●	●	●	決議書「摘要欄」記載の場合は省略可 CAMS出力帳票の「国債内訳書」に限定するものではなく、必要事項が網羅されている書類を送付
20	契約及び支出(支払)額科目別内訳書	×					

## 5. 残された課題と会計業務の電子化に向けた今後の方針

このような取り組みにより、さまざまな面での歳出事務の簡素化、システム機能の合理化を行うことができたが、一部の歳出事務（たとえば地方整備局ごとに異なる予算管理レベル（箇所別・工区別の予算管理方法）や、各地方整備局独自のシステムとの連携に影響する部分（独自科目コードの利用））は、過去の経緯もあって統一化できていない。

これらは業務の統一化や独自システム側の改良を行うことで解消することであるが、当面はCAMS IIの運用面での対応（システム運用保守事業者への依頼や設定作業をより平易に行える機能の追加を検討）している状況である。

一方、政府では「デジタル・ガバメント実行計画」（平成30年1月16日決定）に基づき、「手続きのオンライン化」「添付書類の撤廃」を進めており、会計業務については、財務省が「会計業務決裁基盤・証拠書類管理システム」の開発を行い、各府省はこのシステムを用いて証拠書類の電子化や電子決裁への移行を行うこととされている。（図2）

このシステムとCAMS IIとの連携については今後検討を進めていくことになるが、各地方整備局における決裁の進め方や証拠書類となる書類の範囲、作成方法の違いなどを改めて確認し、調整する必要がある。

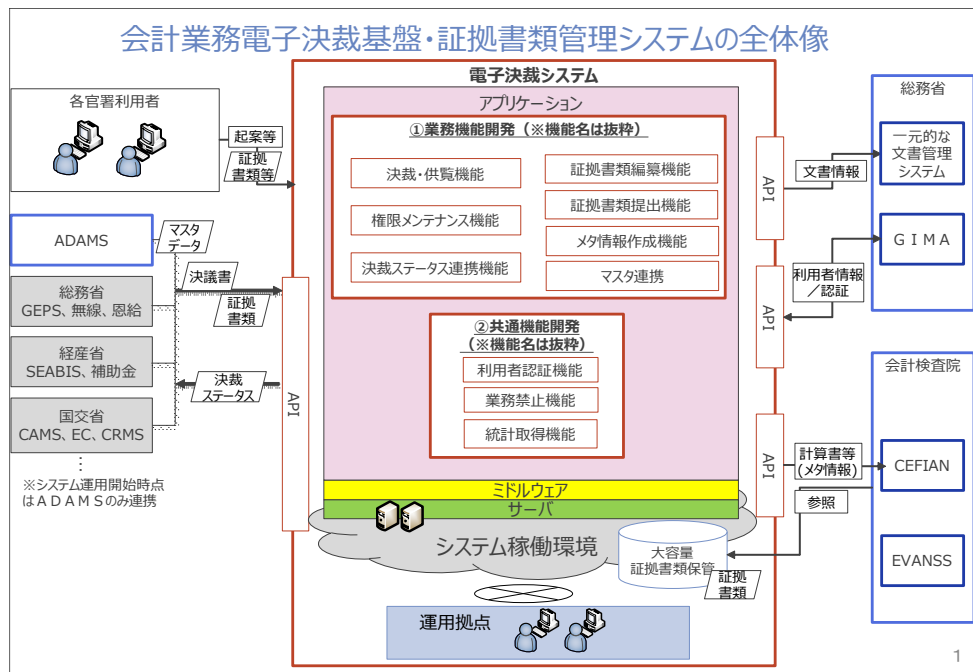


図2 会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システムの全体像

デジタル・ガバメント実行計画は、会計関係業務の見直しにとどまらず、国が行うあらゆる業務の進め方に影響を及ぼすものであり、電子処理を前提とした書類の作成・決裁・保存という点では、発注部局や契約部局における取り組みも必要と考える。

今後、関係部局の理解と協力を得ながら、発注から支出までの一連の業務において、必要書類の統一化や簡素化、業務の共通化を図り、会計業務の電子化に向けて必要な取り組みを進めていきたい。